

各サービスの基準の改正の主な内容について

令和6年度の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進や自立支援・重度化防止に向けた対応等が求められる中、基準の改正が行われており、主な改正点は次のとおりです。

(1) 施行期日 令和6年4月1日

(2) 主な改正点

ア 全サービス共通

	改正内容	留意点等
1	<p>【管理者の責務及び兼務範囲の明確化等】</p> <p>提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。</p>	
2	<p>【運営規程等のウェブサイト掲載】</p> <p>事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。</p>	1年間の経過措置期間を設け、その間は適用しない。

イ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・短期入所生活介護（介護予防を含む）・短期入所療養介護（介護予防を含む）

	改正内容	留意点等
1	<p>【ユニットケア施設管理者研修の努力義務化】</p> <p>ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。</p>	

ウ 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）

	改正内容	留意点等
1	<p>【生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化】</p> <p>テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、見守り機器等のテクノロジーの複数活用、職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに1以上であること」を「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とすることとする。</p>	
2	<p>【特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化】</p> <p>特定施設において、口腔衛生管理体制の確保を促すとともに、入所者の状態に応じた口腔衛生管理を更に充実させる観点から、口腔衛生管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。</p>	<p>3年間の経過措置期間を設け、その間は努力義務規定とする。</p>

エ 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）・認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）

	改正内容	留意点等
1	<p>【協力医療機関との連携体制の構築】</p> <p>高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実行性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。</p> <p> i 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p> ii 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するととも</p>	

	<p>に、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。</p> <p>ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

オ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）・認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）

	改正内容	留意点等
1	<p>【新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携】</p> <p>新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。</p> <p>また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。</p>	

カ 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	改正内容	留意点等
1	<p>【介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し】</p> <p>介護老人福祉施設等における入所者への医療提供体制を確保する観点から、介護老人福祉施設があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとする。</p> <p>また、1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならないこととする。</p>	

キ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	改正内容	留意点等
1	<p>【協力医療機関との連携体制の構築】</p> <p>介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担</p>	<p>3年間の経過措置期間を設け、その間は努力義務規定とする。</p>

	<p>う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実行性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 以下の要件を満たす協力医療機関(iiiについては病院に限る。)を定めることを義務付ける(複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。)</p> <p>i 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>ii 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>iii 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p> <p>イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。</p> <p>ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。</p>	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

ク 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・短期入所生活介護(介護予防を含む)・短期入所療養介護(介護予防を含む)・特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)・認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)

	改正内容	留意点等
1	<p>【利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付け】</p> <p>介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための</p>	<p>3年間の経過措置期間を設け、その間は努力義務規定とする。</p>

	委員会の設置を義務付ける。	
--	---------------	--

ケ 短期入所生活介護（介護予防を含む）・短期入所療養介護（介護予防を含む）

	改正内容	留意点等
1	<p>【身体的拘束等の適正化のための措置】 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。</p>	1年間の経過措置期間を設け、その間は努力義務規定とする。

コ 介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護予防を含む）

	改正内容	留意点等
1	<p>【見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和】 介護老人保健施設（ユニット型を除く。）及び短期入所療養介護の夜間の配置基準について、以下の要件を満たす場合に、1日あたりの配置人員数について、現行の2人以上から1.6人以上に見直す。ただし、常時1人以上配置するものとする。</p> <p>ア 全ての利用者について見守りセンサーを導入していること。</p> <p>イ 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用し、職員同士の連携促進が図られていること。</p> <p>ウ 職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮し、委員会の設置や職員に対する十分な休憩時間の確保等を含めた安全体制等の確保を行っていること。</p>	